

厚木市耐震改修促進計画（改定案）の概要

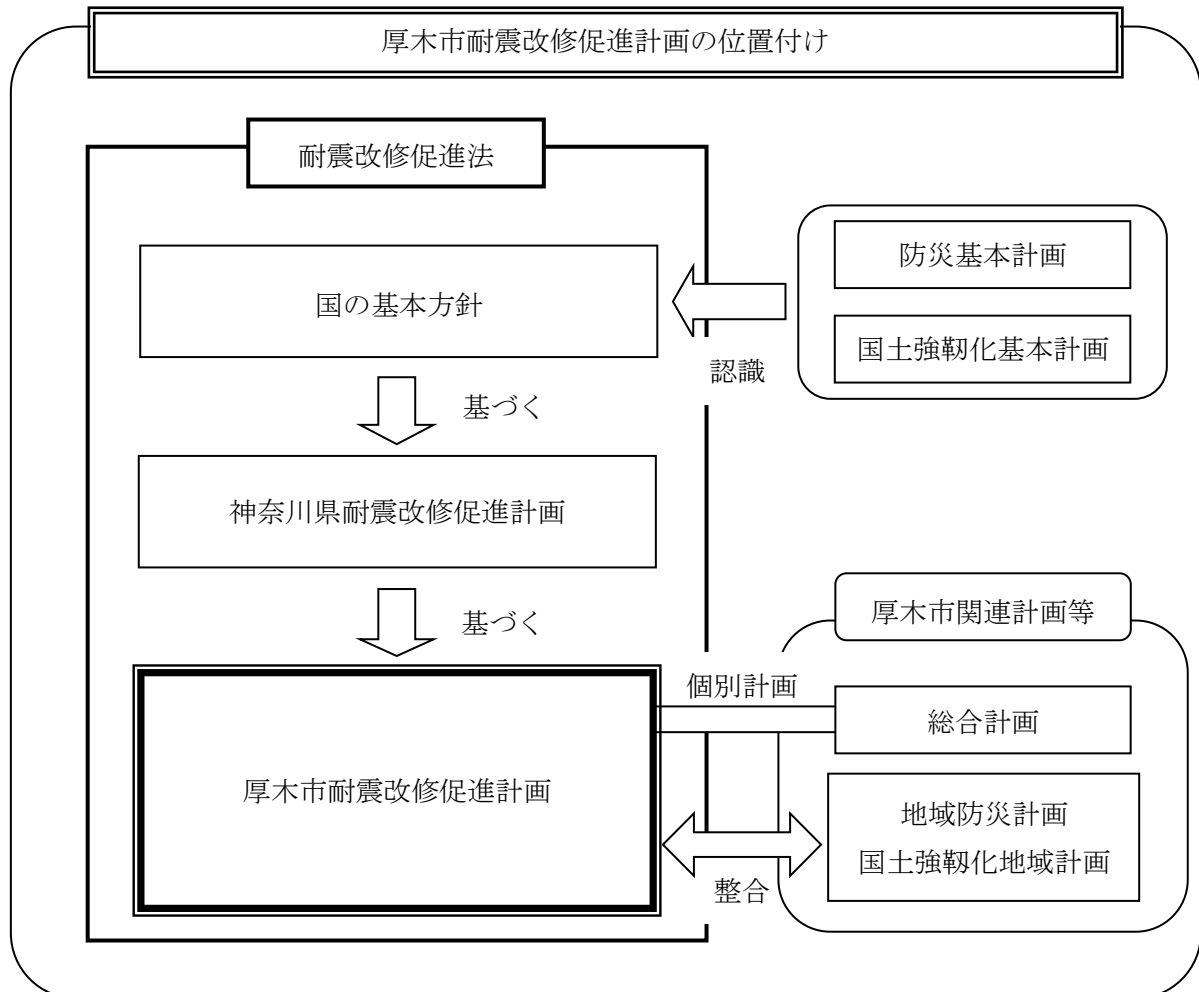
第1章 計画の目的等（改定案P.1～P.5）

1 計画策定の背景、耐震改修促進法の改正及び目的等

平成7年10月に公布された耐震改修促進法（以下「法」という。）は、平成16年の新潟県中越地震以降の平成18年に改正され、市町村は国の基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び都道府県耐震改修促進計画を踏まえて耐震改修促進計画の策定に努めることとされました。

厚木市耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）は、法に基づく計画として、神奈川県耐震改修促進計画（以下「県促進計画」という。）に基づき、本市における他の計画（厚木市総合計画、厚木市地域防災計画等）との整合を図りながら、必要に応じて促進計画の目標及び計画内容の見直しを行ってきました。今回、令和7年度における基本方針、県促進計画の改定を踏まえて促進計画を改定し、建築物の耐震改修の促進に向けて耐震化の目標と施策等を定めるものです。

さらに、SDGs（持続可能な開発目標）の17の目標の一つである「住み続けられるまちづくりを」を踏まえながら、促進計画を推進します。



2 計画期間

促進計画の計画期間は、県促進計画を踏まえ、令和8年度から令和17年度までの10年間とします。

また、各種施策により耐震化を進めるとともに、耐震化率の進捗管理及び定期的な施策の検証を実施し、必要に応じて促進計画の目標及び計画内容の見直しを行っていきます。

3 市及び市民（所有者・管理者）の取組

本市では、阪神・淡路大震災を契機に平成8年度から木造住宅の耐震診断事業や小中学校の耐震化等に積極的に取り組んできました。

本市は、耐震性が不十分な建築物を主な対象とし、その所有者、管理者等に対し耐震診断及び耐震改修の必要性について普及及び啓発を図り、必要に応じて耐震診断、耐震改修補助、情報提供その他の措置を講ずるよう努めていきます。

建築物の所有者又は管理者においては、自己の責任において建築物の地震に対する安全性を確保するための努力をする必要があります。

しかしながら、公的な助成が必要とされている場合又は建物倒壊による二次被害の拡大防止（地震発生後の応急及び復旧対策の機能維持）等の公共的な観点から、特に必要性が高く大きな効果が見込まれる場合には、国、県及び本市が協力しながら、本市の施策として優先的にそれらの建築物の耐震化が図られるよう支援を行うものとします。

第2章 厚木市において想定される地震の規模及び被害の状況（改定案P.6～P.7）

県が行った地震被害想定調査を基に、本市に影響が大きいものとして、都心南部直下地震、東海地震、南海トラフ巨大地震、大正型関東地震による被害を次のとおり想定しています。

【厚木市被害想定結果一覧（抜粋）】

項目		想定地震	都心南部直下地震	東海地震	南海トラフ巨大地震	大正型関東地震
モーメントマグニチュード			7.3	8.0	9.0	8.2
人的被害 ※1	死傷者数（人）		110	0	*	640
	負傷者数		2,840	50	110	7,990
	うち重症者数（人）		110	*	*	510
建物被害 ※2	全壊棟数（棟）		2,370	10	10	13,600
	半壊棟数（棟）		9,180	80	120	14,340
火災被害	出火件数（件）		10	0	0	50
	焼失棟数（棟）		910	0	0	2,390

厚木市地域防災計画（令和5年3月）より

※ *：わずか（計算上0.5以上1.0未満） 0：計算上0.5未満は0とした。

※ 各欄の数値は1の位を四捨五入しているため、合計は合わないことがある。

※1 おおむね被害が最大となる冬18時を想定した結果を示す。

※2 建物被害：「重複を考慮」の値

第3章 建築物の耐震化の現状と目標（改定案P. 8～P. 21）

1 対象建築物

促進計画における耐震化の促進を図る対象となる建築物は、次に掲げるもののうち、耐震性が不十分な建築物とします。

(1) 「住宅」

種 類		備 考
戸建て住宅	木 造	兼用・併用住宅を含む。
	非木造	木造以外の構造で造られたもので上記を含む。
共 同 住 宅	木 造	賃貸共同住宅、寄宿舎、下宿及び長屋を含む。
	非木造	木造以外の構造で造られたもので上記を含む。

(2) 「特定建築物」

種 類	備 考
多数の者が利用する建築物	学校、病院、社会福祉施設、店舗等、多数の者が利用する一定規模以上（3階以上かつ1,000㎡以上等）の建築物などが対象となります。 このうち、より大規模なものが法で耐震診断が義務付けられた 要緊急安全確認大規模建築物 です。
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	法令で定める数量以上の火薬類等の危険物を貯蔵し、処理する建築物が対象となります。
通行障害建築物	災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等、地域の防災上の観点から重要な道路にある建築物が対象となります。 このうち、県又は市町村が計画で指定した緊急輸送道路沿道の建築物のうち、一定の高さ以上のものが法で耐震診断が義務付けられた 要安全確認計画記載建築物 です。

(3) 「公共建築物」

本市が所有する建築物をいいます。

なお、国や県等が所有する建築物は、それぞれの耐震改修促進計画等で目標及び方針があるため、促進計画においては対象としません。

2 建築物の耐震化の目標

令和7年7月に改正された基本方針では、令和17年までに耐震性が不十分な住宅を、耐震診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期に、それぞれおおむね解消することを目標としています。

これを受け、県促進計画は、耐震性が不十分な住宅を令和12年度までにおおむね解消、耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物を令和12年度までにおおむね解消、耐震性が不十分な要安全確認計画記載建築物を令和12年度までに50%解消する目標を設定しています。

これらを勘案し、本市の今までの耐震化の推移及び支援施策内容を踏まえた上で、次のとおり耐震化の目標を設定します。

区分	これまでの推移（耐震化率）		耐震化の目標
住宅	令和3年度 約92.7% (戸数で算出)	令和7年度 約93.4% (戸数で算出)	令和12年度 耐震性が不十分な住宅の おおむね解消

区分	現状（解消率）	耐震化の目標
要緊急安全確認 大規模建築物	令和7年度 約96.6% (棟数で算出)	令和12年度 耐震性が不十分な要緊急安全確認 大規模建築物の解消
要安全確認 計画記載建築物 (沿道建築物)	令和7年度 40% (棟数で算出)	令和12年度 耐震性が不十分な 要安全確認計画記載建築物の解消

3 公共建築物(市有)の耐震化

公共建築物のうち災害時の拠点となるものや不特定多数が利用するもの等で、旧耐震基準の建築物については、耐震診断を行って耐震性を確認しており、耐震診断結果において補強が必要となったものについては、耐震補強を行っており、耐震化は完了しています。

4 地震時に通行を確保すべき道路に関する事項

地震時に道路を閉塞する可能性のある建築物及びブロック塀等のうち、旧耐震基準のものについては、耐震性に関する指導・助言・指示を行うことや耐震診断を義務化する道路について定めることができます。

道路を閉塞する可能性のある建築物及びブロック塀等とは、倒壊時に道路の半分以上を閉塞してしまうものをいいます。

県促進計画では、県の地域防災計画で指定されている大規模地震災害時における緊急輸送道路のうち、県域を越えた広域ネットワークを形成する路線の政令市以外の区域を法第5条第3項第2号に基づく耐震診断を義務化する道路として位置付けています。

本市においては、他縣市からの物資を輸送するための広域ネットワークを有する道路で、市域内における重要な防災・物流拠点や災害対策本部を結ぶ道路である第1次緊急輸送道路の特に重要な区間である次の道路を、法第6条第3項第1号に基づく耐震診断を義務化する道路として指定します。

これにより、建築物の所有者は耐震診断を実施し、本市へ結果を報告することが義務付けられます。また、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることとなります。

なお、必要な耐震改修が行われていないと認められる場合には、指導・助言・指示の対象となります。

【厚木市耐震診断義務付け路線】

路線名	指定区間
国道 129 号 (一部国道 246 号重複区間を含む)	本市区間全線

5 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は、令和7年時点で総棟数が106棟であり、そのうち21棟が旧耐震基準の建築物です。

これらの建築物は、主に工場内の屋内貯蔵所やガソリンスタンドであり、そのほとんどが消防法に規定する可燃性の液体類を貯蔵している施設であるため、消防部局と連携を図りながら所有者への指導・助言を行うことで耐震改修の促進を図っていきます。

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策（改定案P.22～P.29）

1 耐震化の促進に関する基本的な考え方

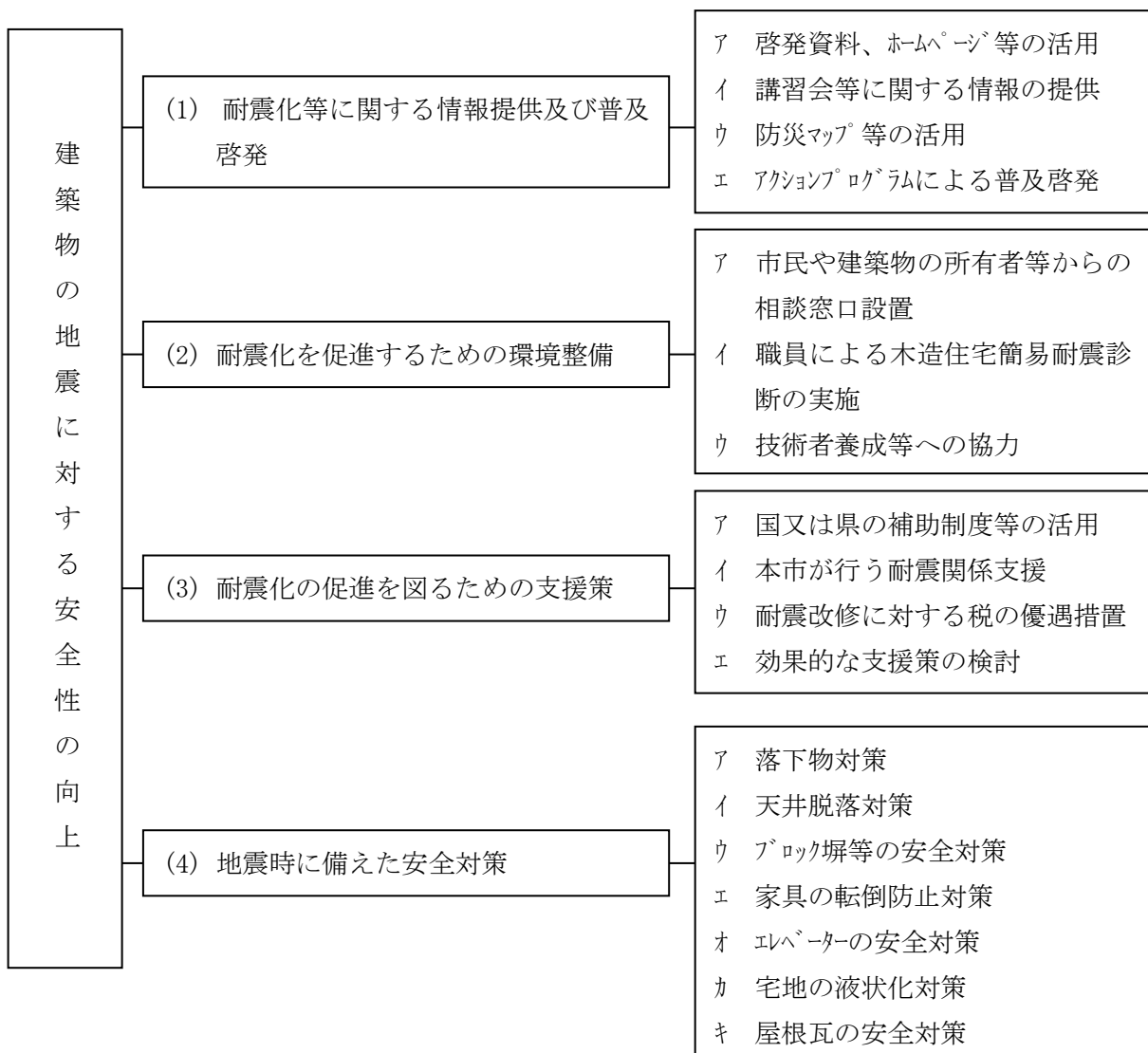
建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者、管理者等が、自らの生命及び財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有し、又は管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を来すことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

本市では建築物の耐震化に関する責任が所有者及び管理者にあることを自覚してもらえよう市民への耐震に関する意識啓発をより一層進めます。

また、建築物の所有者及び管理者が、建築物の耐震化を行いやすいように、適切な情報提供を始めとして、耐震診断及び耐震改修に係る負担軽減のための支援策等を推進します。

2 耐震化を促進するための施策

耐震化を促進するため、様々な施策を総合的かつ効果的に展開します。



追加された主な内容は以下のとおりです。

- (1) 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震化に関する融資制度についての検討
- (2) 省エネ改修やバリアフリー改修、部分的な耐震改修についての検討
- (3) 昭和 56 年 6 月 1 日から平成 12 年 5 月 31 日までに建築された木造住宅の耐震性能検証（グリーゼン住宅に対する補助等）
- (4) 避難路沿道耐震化状況マップの周知（国土地理院「重ねるハザードマップ」において公開済み）

3 推進体制

(1) 県と市町村との連携

平成19年11月に、県と33市町村では、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「神奈川県建築物耐震化促進協議会」を設置しました。

この協議会での活動を通じて、平成22年3月末までに、全ての市町村において耐震改修促進計画が策定され、建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでいます。

また、県内の特定行政庁（県及び12市）が建築基準法の取扱い等について連絡調整を行う場である「神奈川県建築行政連絡協議会」の中に安全対策部会を設置し、法に基づく指導・助言・指示等について連絡調整を行いながら、建築物の耐震化に向けて取り組みます。

(2) 関係部局との連携

建築物及び擁壁の耐震対策にあたっては、防災部局を始めとする関係部局と連携し、取り組みます。また、建築物等の所有者の高齢化等も踏まえ、福祉部局との連携や、大規模災害時に緊急輸送を速やかに行えるよう道路部局が進める緊急輸送道路の取組と連携も進めていきます。

第5章 耐震改修等を促進するための指導や命令等（改定案P.30）

本市は、建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施のために必要性があると認められる場合は、当該建築物の所有者に直接訪問等による必要な指導、助言を行います。

また、法で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物及び本市が促進計画に記載した要安全確認計画記載建築物については、建築物の所有者、管理者等に対して個別で通知を行う等、制度の十分な周知に努め、耐震診断及び耐震改修の確実な実施を促します。

さらに、耐震診断の実施が義務付けられた建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、ホームページで公表します。

促進計画の耐震化の目標達成については、耐震化率及び解消率を毎年度検討することにより計画の進捗を把握しながら、必要に応じて計画の見直しや事業の改廃、制度拡充等を研究し、耐震化の促進に努めてまいります。